

○ 行政不服審査法の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則新旧対照条文
 ○ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（表面）

様式第4号（第20条関係）

<p>第 号 平成 年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 殿</p> <p>公安委員会 印</p> <p>犯罪被害者等給付金支給裁定通知書</p> <p>平成 年 月 日付けで支給裁定の申請がありました犯罪被害者等給付金については、下記の理由により、 こととしましたので通知します。</p>	
支給を受けることができる犯罪被害者等給付金の種類及び額	<p>犯罪被害者等給付金の種類</p> <hr/> <p>犯罪被害者等給付金の額 円</p>
理 由	

◎裏面の注意をよく読んでください。

（日本工業規格A列4番）

（表面）

様式第4号（第20条関係）

<p>第 号 平成 年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 殿</p> <p>公安委員会 印</p> <p>犯罪被害者等給付金支給裁定通知書</p> <p>平成 年 月 日付けで支給裁定の申請がありました犯罪被害者等給付金については、下記の理由により、 こととしましたので通知します。</p>	
支給を受けることができる犯罪被害者等給付金の種類及び額	<p>犯罪被害者等給付金の種類</p> <hr/> <p>犯罪被害者等給付金の額 円</p>
理 由	

◎裏面の注意をよく読んでください。

（日本工業規格A列4番）

(裏面)

注意

- 1 この裁定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、裁定の通知を受けた日から3か月以内であっても、裁定の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 裁定の取消しの訴え（取消訴訟）は、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければできません。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで裁定の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 裁定の取消しの訴えは、当該裁定についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、を被告として（訴訟においてを代表する者は公安委員会となります。）提起しなければなりません。

(裏面)

注意

- 1 この裁定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、裁定の通知を受けた日から60日以内であっても、裁定の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 裁定の取消しの訴え（取消訴訟）は、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければできません。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで裁定の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 裁定の取消しの訴えは、当該裁定についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、を被告として（訴訟においてを代表する者は公安委員会となります。）提起しなければなりません。

様式第5号（第20条関係）

住所	第 平成 年 月 日	号
氏名	殿	公安委員会 印

犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書

平成 年 月 日付けで犯罪被害者等給付金（遺族給付金・重傷病給付金・障害給付金）の支給裁定の申請がありましたが、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第13条第3項の規定により、その申請を却下しましたので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分の通知を受けた日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（訴訟において代表する者は 公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、国家公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

（日本工業規格A列4番）

様式第5号（第20条関係）

住所	第 平成 年 月 日	号
氏名	殿	公安委員会 印

犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書

平成 年 月 日付けで犯罪被害者等給付金（遺族給付金・重傷病給付金・障害給付金）の支給裁定の申請がありましたが、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第13条第3項の規定により、その申請を却下しましたので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分の通知を受けた日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（訴訟において代表する者は 公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、国家公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

（日本工業規格A列4番）

改 正 案	現 行
<p>（<u>審査請求に係る意見聴取</u>）</p> <p>第八条 審査請求の趣旨及び理由が法第三条第一号又は第四条第二号の要件に該当しないことである場合において、当該審査請求を棄却しようとするときに国家公安委員会が法第三十七条第二項の規定により行う審査専門委員の意見聴取については、第三条から前条までの規定を準用する。この場合において、第三条中「当該暴力団が法第三条又は第四条の要件に該当する旨の確認をしようとする理由を明らかにした書面並びに法第六条第一項に規定する当該暴力団が法第三条又は第四条の要件に該当すると認める旨を証する書類の要旨を記載した書面及び法第六条第一項の意見聴取調書の写し」とあるのは「審査請求を棄却しようとする理由を明らかにした書面並びに行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十九条第一項の審査請求書の写し及び同法第九条第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十九条第二項の弁明書の写し」と、第六条中「当該暴力団が法第三条第一号若しくは第四条第二号の要件に該当しない旨若しくは該当しない疑いがある旨又は判断をすることができない旨の意見」とあるのは「当該審査請求が理由がある旨の意見」と、「当該暴力団が法第三条第一号又は第四条第二号の要件に該当する旨の確認をしようとするとき」とあるのは「当該審査請求を棄却しようとするとき」と読み替えるものとする。</p>	<p>（<u>不服申立てに係る意見聴取</u>）</p> <p>第八条 審査請求の趣旨及び理由が法第三条第一号又は第四条第二号の要件に該当しないことである場合において、当該審査請求を棄却しようとするときに国家公安委員会が法第三十七条第二項の規定により行う審査専門委員の意見聴取については、第三条から前条までの規定を準用する。この場合において、第三条中「当該暴力団が法第三条又は第四条の要件に該当する旨の確認をしようとする理由を明らかにした書面並びに法第六条第一項に規定する当該暴力団が法第三条又は第四条の要件に該当すると認める旨を証する書類の要旨を記載した書面及び法第六条第一項の意見聴取調書の写し」とあるのは「審査請求を棄却しようとする理由を明らかにした書面並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十五条第一項の審査請求書の写し及び同法第二十二条第一項の弁明書の写し」と、第六条中「当該暴力団が法第三条第一号若しくは第四条第二号の要件に該当しない旨若しくは該当しない疑いがある旨又は判断をすることができない旨の意見」とあるのは「当該審査請求が理由がある旨の意見」と、「当該暴力団が法第三条第一号又は第四条第二号の要件に該当する旨の確認をしようとするとき」とあるのは「当該審査請求を棄却しようとするとき」と読み替えるものとする。</p>

改正案

現行

（表 面）

様式第2号（第3条関係）

	第 号 平成 年 月 日
住 所	
氏 名	殿
	公 安 委 員 会 印
オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定通知書	
平成 年 月 日付けで支給裁定の申請がありましたオウム真理教犯罪被害者等給付金については、下記の理由により、 こととしましたので通知します。	
支給を受けることができる給付金の額	円
理 由	

◎裏面の注意をよく読んでください。 (日本工業規格A列4番)

（表 面）

様式第2号（第3条関係）

	第 号 平成 年 月 日
住 所	
氏 名	殿
	公 安 委 員 会 印
オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定通知書	
平成 年 月 日付けで支給裁定の申請がありましたオウム真理教犯罪被害者等給付金については、下記の理由により、 こととしましたので通知します。	
支給を受けることができる給付金の額	円
理 由	

◎裏面の注意をよく読んでください。 (日本工業規格A列4番)

(裏 面)

注意

- 1 この裁定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、裁定の通知を受けた日から3か月以内であっても、裁定の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 裁定の取消しの訴え（取消訴訟）は、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければできません。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで裁定の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 裁定の取消しの訴えは、当該裁定についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者は 公安委員会となります。）提起しなければなりません。

(裏 面)

注意

- 1 この裁定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、裁定の通知を受けた日から60日以内であっても、裁定の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 裁定の取消しの訴え（取消訴訟）は、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければできません。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで裁定の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 裁定の取消しの訴えは、当該裁定についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者は 公安委員会となります。）提起しなければなりません。

様式第3号（第3条関係）

	第	号
	平成	年 月 日
住 所		
氏 名	殿	
	公安委員会	印

オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書

平成 年 月 日付けでオウム真理教犯罪被害者等給付金の支給裁定の申請がありましたが、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第8条第3項の規定により、その申請を却下しましたので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分の通知を受けた日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（訴訟において代表する者は 公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、国家公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

（日本工業規格A列4番）

様式第3号（第3条関係）

	第	号
	平成	年 月 日
住 所		
氏 名	殿	
	公安委員会	印

オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書

平成 年 月 日付けでオウム真理教犯罪被害者等給付金の支給裁定の申請がありましたが、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第8条第3項の規定により、その申請を却下しましたので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分の通知を受けた日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（訴訟において代表する者は 公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、国家公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

（日本工業規格A列4番）